

監査公表第14号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、市民生活部〔環境課（水環境保全対策室）、敦賀斎苑、市民防災課、生活安全課、廃棄物対策課、清掃センター、衛生処理場、市民課〕に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成21年12月25日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	橋本	幸夫
同	木下	章

市民生活部に係る定期監査結果報告

- 1 監査の実施日
平成21年12月16日(水)
- 2 監査の対象
市民生活部
環境課(水環境保全対策室)、敦賀斎苑、市民防災課、生活安全課、
廃棄物対策課、清掃センター、衛生処理場、市民課(以下「各課等」
という。)に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況。
- 3 監査の方法
監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ
関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われてい
るか否かについて確認を行った。
- 4 監査の結果
各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われている
ものと認められた。
- 5 各課等の予算執行状況は別表1～7のとおりである。(別表省略)